平成２１年（フ）第８１５１号
大阪府寝屋川市香里本通町２番３―301号
債務者　田中　浩治
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　卓朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月28日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８９７号
大阪府茨木市上泉町５番17号
債務者　野田　征夫
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　尚巧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８９８号
大阪府茨木市上泉町５番17号
債務者　野田　真史
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　尚巧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７７７号
岡山県倉敷市東富井769、住民票上の住所大阪府枚方市北中振１丁目26番12号
債務者　森井　正弘
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　敏志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９０７号
大阪市浪速区恵美須西３丁目５番７号
債務者　増谷　大吾
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　敏志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８６８号
大阪市大正区千島２丁目４番１―733号
債務者　今井　靖弘
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赫　　高規
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８８０号
大阪府東大阪市岸田堂北町４番21号
債務者　干井　雅美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北嶋　紀子
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９０４号
大阪府東大阪市高井田西２丁目８番15―106号、前住所大阪府箕面市瀬川２丁目４番36号
債務者　宮本　秀広
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山形　康郎
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９０６号
大阪市都島区都島北通１丁目４番24号
債務者　尾﨑　克啓
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２９４号
青森県八戸市大字妙字油久保19番地10久保住宅２
債務者　大髙　健一
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
青森地方裁判所八戸支部

平成２１年（フ）第２８７４号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺１丁目１番13号リバーサイドダイワ201号
債務者　濵田　公子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８８２号
福岡市南区柏原６丁目５番10―１号
債務者　髙永千惠子（旧姓古沢）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０６６号
名古屋市中川区伏屋３丁目402番地　エクセル伏屋104号室
債務者　竹田　和恵
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１５号
岐阜県不破郡垂井町宮代1070番地の４　県営宮代住宅Ａ222号
債務者　長尾　美樹
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第４５３号
長崎県長崎市曙町17番６号
債務者　名嘉由美子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２５号
長崎県長崎市本尾町17番８号　西田アパート102
債務者　森　智美子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６０４号
長崎県長崎市鳴見台２丁目22番９号
債務者　谷口　咲子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６８号
岩手県宮古市津軽石第６地割38番地２
債務者　佐々木保幸
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部